

第24節 保健計画

被災地において、被災住民の健康保持を図るための対策は、本計画の定めるところによるものとする。

（主な実施機関
市町村，県（健康増進課）

1 健康相談等

- (1) 市町村及び被災地を直轄する保健所は避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者などの災害時要援護者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。
- (2) 県は被災市町村が管下の保健師等のみによる対応が困難であることを認め、要請のあった場合には直ちに他の自治体及び厚生労働省に対して保健師等の派遣要請を行うものとする。

2 栄養指導等

- (1) 県は、市町村及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。

具体的には次のとおり。

- ア 離乳期の乳幼児，妊産婦，高齢者，障害者等の災害時要援護者への指導，相談
- イ 長期に食事管理が必要な糖尿病，腎臓病患者等の指導，相談
- ウ 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足，繊維質の不足，高塩分食等）についてのケア
- エ その他必要な指導，相談

- (2) 県は栄養相談に応じる管理栄養士・栄養士が不足するときは、他の自治体及び厚生労働省に対して、管理栄養士・栄養士の派遣要請を行うものとする。

3 精神保健相談等

県は市町村，医療機関等と密接な連携を行い、被災者等のこころのケアを図るため、精神科医，臨床心理士，保健師等による精神保健に関する相談，カウンセリング，診察等を行うものとする。